



命じて処理された実態になつておるといふのが通

○成瀬幡治君 会計検査院の指摘のことと、これは決算委員会の問題になつておるわけですが、しづかに金錢的な問題で、現金の問題で、あるいは常の形態でござります。

そういうような問題では私たちもいろいろとあるわけですが、実際その物品等で故意、過失で弁償命令を受けて、そしてその補償をしたというようなことはたくさんあるわけですか。

○説明員(津吉伊定君) 検査院が有資検定をいたしまして弁償命令が出たという態様は、三十四年度におきまして物品管理職員に対するもの一件ござります。

ところが、先ほど御説明いたしましたようこそ、

物品管理職員、それからこれは付加せなければいいがぬわけですが、物品使用職員につきましては故意、重過失の場合の責任がござりますけれども、それらひつくるめまして、三十七年度の例でいきますと、物品管理官の事故件数が三百三十一件、物品出納官は十八件、物品供用官は四十二件、使用職員は、これは防衛厅あたりの非常にこまかい、手袋でありますとか何か非常にささいな物品が入ってございますので、件数としましては一万余件程度という状況でございます。これは三十七年度の例でございます。

それから、三十八年度の例をとりますと、物品管理官の事故件数が百二十二件、出納官の事故件数が十一件、供用官の事故件数が十九件、使用職員の事故件数が一万九千件ちょっとという状況でございます。

○説明員(津吉伊定君) 非常に膨大な報告でござりまして、多年度にわたって、どの程度でいいか問題でござりますが……。

- 成瀬幡治君 五年ぐらいでいいです。
- 説明員(津吉伊定君) じゃ、提出いたします。
- 成瀬幡治君 あなたがそこで、ぼくは資料を見

でいないし、そういうことがわからないわけです  
が、故意というのですかね、悪質ですね、あなた  
がいつごろからそういう責任者になられたか私は  
承知しておりますませんけれども、これはもう困っ  
た、ほんとうに悪質のものが、こういうような例  
があるというのがあつたら、お聞かせ願いたいと  
思いますが、どうですか。

○説明員(津吉伊定君) そういうふうに語められますが、どうも、詰め切つたところどうかといふことでございますが、ほんとうに困つたと申し上げていらっしゃるかは別でございますが、物品の事故につきまして、三十七年度の例で申し上げますと、これは酔っぱらい運転で、乗用車の民間ダンプトラックとの接触によりまして損傷を来たしました。しかし、まあこれも主觀的な態様は、非常にかけしからぬ話ですけれども、減額額としましては、この例では三千八百五十円ということです。それから、第2首賃系で三百七十円程度ござい

それから、營林局の關係で、營林局の職員が出  
ます。これが郵便局の外勤職員が貸与を受けて  
おります用具とか被服を亡失したものといふこと  
で、この中の非常にけしからぬかどうかといふ態  
様は、ちょっとその類型では分析してございませ  
ん。いろいろなものがあると思います。

張いたします際に、職務上使いますカメラを汽車の網だなに載せておきました、居眠りでもしておったのでしょうか、盗難にあいまして亡失しました。これはまあ非常に重大な過失であるというところで弁償をしておる例でございますが、二件で十萬円ということになつております。

○成瀬幡治君　自衛隊のことをとやかくマークして言うわけじゃないございませんけれども、ピストルを持ち出したとか、あるいはそういうようなことで弁償しておるような例はないわけですか。そういう何というか、兵器というのかね、広い意味の兵器、そういうものについて、持ち出してそれを壊つたとか、あるいは人に渡したというようなことで、これは別に刑法の適用があるのかもしれないせんけれども、そういうようなことの事故はない

わけですか。

○説明員(津吉伊定君) 私、聞いております限りでは、そういう事故は聞いておりません。

○鈴木藏君 会計検査院のトータルの場合だから要らないんだといふこの間の説明もあつたのだけれども、つまり保管の数量というものはやつぱりいろいろな形で正確にこれをやはり捕捉してお必要があるし、必要に応じてそれが決算委員会に報告されるべき性質のものだと思うけれども、そういう場合で、こうき付金を完結する、つまり

○説明員(津吉伊定君) これはちょっと前の大蔵委員会でも御説明したつもりでございましたが、不十分だったかと思いますが、保管物品につきましては、総計算といふもの必要はないんだということの根拠ですね、それはどういうところにあるのですか。

も、保管されておる状態で、やはりこの前申し上げました物品管理官ごとの物品管理掲載書を一つの事項として入っておりまして、それは管理官を持つております管理簿の数字をチェックしますことはもちろん、現物との間のたなおろしをやりまして、適宜その帳簿との突き合いをはかりまして

○鈴木市藏君 それは、この間あなたの説明によつて、その上で検査院の検査を物品管理官ごとに受けたるという実態でござりますので、そういう内容をトータルいたしました総計算書の検査は事質的に重複的であるという意味の御説明をしたわけでございます。

ると、会計検査院のほうでもそのことについて何か合意をしたとかというお話をございましたですね。話し合いは済んでいると、向こうでも承認されたのだと、こういうような説明でしたね。そうすると、今までそういうふうな物品の総計算を算出していったというのは、どういう関係になるの

〇説明員(津吉伊定君) これはもうその辺まで委  
邊のところを御説明願いたい。

りますと、そへつぱらんに申し上げますと、国有

財産法で物品が現在、改正前にとつております形態と同じ制度をとつておるのでござります。物品

管理法が三十二年の一月から施行になりましたが、ほぼ同時に立案いたしまして施行されました。この債権の管理等に関する法律という國の債権を管理する準則につきまして定めておる法律がござりますが、この債権管理のほうでは、今回物品につきまして改正をしようとするような制度をとつておられます。尙ほは、当時立案いたしました債権管

の従来からとつておる総計算の検査を受けてそれで国会に提出する、報告するという方法をとるべきか、これは実は議論があつたわけでございます。しかし一応同じく財産関係でありまして、國有財産の關係につきましても、これはあとで申し

上げますが、検討中であるという状態でございま  
すけれども、とりあえず当時においては国有財産  
と同様の制度をとる、という方針をとつたのでござ  
ります。今回物品が、お願ひしておりますような  
改正をしたいというような方式に合わせるような  
方向で国有財産としても検討したいということです

ございまして、総計算について、何回も申し上げますように、物品管理計算書の実質的な集積をさらには重複的に検査をするという点については、検査院のほうとしても一応そういう制度を物品にも国に財産に合わせてとりましたけれども、むしろよく検討してみれば、やはり総計算についてあらた

めて検査をするといふ実益については、検査院側も疑問を持っておりました。で、この際、総計算について、非常にくどいのですけれども、債権管理の法律のほうでとつております様式によりたいという趣旨の改正でござります。

○大竹平八郎君 私は災害関係をやつておるのだ

が、この災害関係の予算全体を見ますと、一応盛つておるものは約三千五百億ばかりあるのだが、このうち物資がどのくらいあるのか知らないが、災害の場合の物資というものは、ふだん保管しているのか、あるいは災害が起きたときにその予算

の執行をして必要なものを買ひのか、あるいははふだん管理しているのか、それはどうなっているのですか。

○説明員(津吉伊定君) 林野の材木でございますとか、あまり具体的な種別はちょっとつまびらかにいたしませんが、備蓄している物品ももちろんござります。それから、自衛隊などが災害救助活動に出動いたしまして、そうしてその現地で調達するとか、あるいは現地に行くまで特に災害救援用に調達するとかいう形態もございまして、その間どれだけが備蓄になつてゐるのかということは、うよつと具体的な物品につきまして数字は現はわかりませんけれども……。

○大竹平八郎君 まあ災害も激甚法を発動するような場合は、これは別ですが、そうでなくして、小災害の場合、毛布を何千枚とか、それから医療関係のものをどれだけとか、こういものはある程度のものと/orいものは各省所管の役所でこれは保管しているのでしよう。

○政府委員(鍋島直紹君) 災害の際におきますものは、これは私の経験でございますが、各市町村建設局、農地局といふように、それぞれ備蓄用品を持っています。たとえば、災害救助法の適用を受ける事前に、県庁の中で毛布とか食器とかそれに類するもの、あるいはその一部は市町村に保管されておく。これはある意味においては国有のものでござります。なお、さらに建設局とか農地局では、たとえば棒とか木などといった緊急用の、いわば緊急に災害を防ぐだけの一応の備蓄は持っておりますし、それがあるといふ時間もないし、運ぶ道がこわれたり、橋が落ちたりしていかぬ、そういうときには地方厅とそれから国の機関と打ち合わせをして現地調達をするというような形になると思います。一応の備

蓄だけは持つております。

○大竹平八郎君 それから、物品の各省間の融通という問題ですね、たとえば、まあこれは役所の何か道路公団があるいは交通公団が知らぬが

問題を起として、いま決算委員会で小委員会までじやないけれども、しかし政府機関だが、この問題を起として、いま決算委員会で小委員会まで

できてこれの調査に当たるという大きな問題になつてゐるんですが、この各官廳間の物品の融通といふものは、これはどういうたてまえででき

るんですか。あるいはこれはまた々大蔵省の許可を得るものか。たとえばある役所がこういう鉄

材が要ると。ところが、ある役所がその鉄材を

持つててという場合に、それを融通してもらおうと

かいり、物品自体の融通ですね、こういふものは

どういう制度になつてゐるんですか、現状において

は。

○説明員(津吉伊定君) 物品管理法上の制度とい

たしましては、物品管理官が物品を管理いたして

おります。その管理がえということをいたしまし

て、各省まとがる場合でももちろんそういう制度

がございまして、まとがる場合はただし大臣

がございまして、協議をしていていたしませ

す。それを今回の改正で、協議を特にいたしませ

んでも、八年余にわたる運用の結果、ルールも確

立しておりますし、円滑に融通されておるという

ふうに制度上は認められますので、その協議の制

度は改正の結果はずしたいということをございま

す。

それから、もう一つ、分類がえという制度がござります。これは、ある予算を使いまして物を調

達いたしますと、予算上は御承知のように使用目

的、使途がきまつております。その使途のきまつ

ておりますにかかわらず、物にかわりますと、ど

ういう目的に使われるかということは、物として

あるだけの状態になりまして、その目的が薄れて

しまう。で、ややもすれば非効率な使用がなされ

るおそれがあるということことで、その分類を予算の

項目的に従うように立てまして、その分類に物

を属せしめまして、その目的に従う運用をしよう

といふ方法で、各省内はもちろん、各省間にわたりましてそういう運用がされるという制度でござります。

○大竹平八郎君 そしたら、制度上は管理がえ、分類がえ

したがいまして、制度上は管理がえ、分類がえ

制度もございます。

といふ制度がござります。で、そういう分類を変

更いたしまして、これは分類がえといつておりま

すけれども、そういう目的を変更して使うとい

ういふ方法で、各省内はもちろん、各省間にわたりましてそういう運用がされるという制度でござります。

○説明員(津吉伊定君) それは非常に技術的な言

い方で恐縮ですが、分類がえと管理がえという方

法で、弾力的、効率的に物を使用するという制度

がござりますね。とすると、行政管理庁はどうなん

ですか。この問題に対しても

○大竹平八郎君 それから、今度の場合ですね、

国会に物品のトータルの現状を報告する場合に、

会計検査院のあれを必要としない、こういうあれ

がありますね。とすると、行政管理庁はどうなん

ですか。この問題に対しても

○説明員(津吉伊定君) 行政管理庁がこの改正に

つきましてどういふ意向を持つておるかという点

につきましては、具体的な反対はございません。

それから、行政管理庁がこの物品の管理について

どういう使命を果たすかという点につきまして

は、行政一般の監察でござりますとか、あるいは

行政制度の改善をはかるとかいう意味で、もちろ

ん対象になつておるわけござります。

それから、行政管理庁がこの物品の管理について

どういう使命を果たすかという点につきまして

は、行政一般の監察でござりますとか、あるいは

行政制度の改善をはかるとかいう意味で、もちろ

ん対象になつておるわけござります。

それから、この間うちから、成瀬君の質問の中

にも、臨調の答申の問題といふのがたびに出て

きたい、この間うちから、成瀬君の質問の中

にも、臨調の答申の問題といふのが

○説明員(津吉伊定君) 先生御指摘のように、行政改革推進本部というものが内閣としてつくられておりまして、そこで臨調の意見をいかに行政的に実現していくかという具体的な段取りについて方針をきめ、検討しておりますけれども、その際、やはり先ほど政務次官からお答えいたしましたように、現在の行政運営の実態と、それからある制度的な部分を変更いたしますと、ほかに関連してかかる変更をすべきかというような問題もございまして、必ずしもその、全部のんでという辺の表現でございますけれども、まあ一応受け取つてそれを検討して、いかに実現できるか、非常に困難である、あるいはもう絶対的に、少なくともその常識的な期間を見通しますと、たとえば数十年間には無理であるとか、いろいろな困難なものもあるわけでございまして、その一応のんでといいますやつは、とにかく謙虚に行政的にいかに処理するかという点で検討いたしておるという点で、まさにのんでおるわけでございます。

○大竹平八郎君 そうすると、要するにあそこに

出ておる答案それ自体を全部のんでいる、こういふことじゃないわけですね。

○説明員(津吉伊定君) 実質的に全部直ちにのん

であるということではございません。

○大竹平八郎君 いま一点伺いますがね、これは

これに因連してなんですが、しばしば決算委員会

なんかで問題になるのですが、この物の買い方で

すね、物品の買い方ですね、これは役所において必ずしも一定していないと思うのですが、たとえ

ば金額を百万円以下は係長以下の裁決でいけると

か、何かそういうことについて、大蔵省が物品購

入についての何か内規とかそういうものは、指令

をしていわゆる統一的なものがあるのですか。そ

の点どうなんですか。物品購入ですね。

○説明員(津吉伊定君) 会計法上支用負担行為担

当官とか契約担当職員という機関がございまし

て、それが責任を持って契約関係事務を処理する

といふ体制でございます。ただし、その補助機

関が係としてどういうふうに分かれておるか、あ

るいは係員の人数がどの程度あるか、それから具

体的な契約をするにつきまして一々具体的な基準

はどうであるかといふ指示はございません。ただ

すか、契約方式の規定はございまして、で、適正

な予定価格を定めまして競争するのが原則である

といふ方針に基づく諸種の規制はござります。

○太竹平八郎君 これは私の意見になりますが、

たしか数年前と記憶いたしておるのでしがね、決

算委員会のときに防衛庁がなんかの購買の問題の

とき、私が質問したとき、何か百万円以下はこれ

は——何ですよ、いまあなたの話はわかりますよ。

その責任者といふものはこれははつきりわかるの

だから。そうでなく実質上物を賣うという場合、そ

の百万円以下といふものはもう係長以下の事務官

が任意にやって、責任はむろんその上の人が持つ

ことはこれはもう当然なんだが、そういうあれが

あるのでいろいろ問題が起きたことがあるので

す。そういうことで、これは何がそのまあ役所に

よっては違うと思うのですがね。非常に物を買う

ところと、それからそうでないところと、いろい

ろありますね。その責任者といふものはこれは

もうはつきりしているから、あくまでもそれに責

任を持たせればいいのだといふけれども、実際問

題の場合は二十二や二十三の若い人がぱかぱか百

万円、二百万円といふようなことで、そこでオー

ケーといふようなことでやられると、いろいろ問

題が出てくるのですね。そういうことは一へんよ

くひとつ、実際のやり方を大蔵省としては私はお詫

びになる必要があるのじゃないかと思うのです。

これは私の意見でしがね、申し上げておきま

す。

○成瀬幡治君 いまの大竹委員の質問にも関連す

るわけでしがね、この前のまた説明にも関

連するわけですが、一括購入といふことが臨調で

言われておるわけであります。こうなるとますま

りますか。指名入札をするといふようなときの一

件だと思ふけれども、理屈でいえば私は

どちらいいかと私たち考え、ここではこうです

とかなかなか言いにくい場合があると思うのです

が、そういうような場合は大体課長さんといふん

ですか、あるいは係長さんくらいのところで、ど

んなふうにやりきめられるといふような形になつてお

りますか。指名入札をするといふようなときの一

件だと思ふけれども、理屈でいえば私は

省としては、地方、まあ中央ももちろん総合してですが、総合的に指導を、不正のないよう、効率的に行なわれるよう指導致しておるといふうに承知しておりますけれども……。

○成瀬幡治君 ともかく、私は、隨契が原則であつて、実態が隨契になつておればさほどないわけですから、ども、大体実態は指名が多いから、なれ合いが多いんじやないかということを一つ心配しておるわけです。

○説明員(津吉伊定君) いまのは、隨契が原則でございませんで、一般競争というのが原則なんですね。それで、いまちょっと先生言われました建設工事なんかで、A、B、C等のランクをつくりまして、指名に類似するような実態ができ上がっておられます。されば、一般競争契約に加入します際の資格の要件をきめまして、不正、不信用のおそれがある業者の介入ができるだけ避けれるという方途でございます。しからば、さらに詰められまして、指名競争とどこが違つてくるんだと、こういふことになると思いますが、それはわれわれ自身としても制度上さらには検討しなければいかぬ大きな問題だと思います。これは一般競争のほうで資格をあまりに制限いたしまして、従来のやりあい不備であるといわれておった契約制度を改善いたしたのでござりますが、その運用の経過度に御承知のように改正をいたしまして、従来の方針は私はいい方法だと思うんですね。そちらの方針は私はいい方法だと思うんですね。そちらますと、そういう一般競争が原則だとおっしゃるいう状態だと思います。

○成瀬幡治君 私も実は実態はあまりよく知つてないので、調査をしておりませんから、幾ぶん自分として想像的な發言が多くていいかわくですけれども、心配をしておる点は、今後一括購入を考え方合せまして、競争あるいは隨契という契約方式全体について検討はしなければいかねと

ことはよくわかるけれども、実態はそうじでなく  
て、やはり指名で大体やつておる面のほうが多い  
と思うんです。特定なところとやられるほうが多  
いと思うんです。これが実情だと思うんです。し  
たがつて、そういうふうなことになつてくると、  
そこになれ合いが出てきやしないかという点が一  
つと、これはもちろんあなたのほうでもいま心配  
して、各省ともそういうことがないように十分注  
意して配慮しておるということですから、いいん  
ですが、中小企業の人たちがそのワク内に入れな  
いことがあつてはたいへんであるから、そういう  
場合にひとつ入れるようにしていただきたい。も  
し、あなたのほうで行政指導をおやりになる場  
合、そういうことをお忘れにならないように、ちや  
んと何かの上においてつけ加えるようにして、いた  
だければ幸いです。これは希望でござります。  
○説明員(津吉伊定君) まことに適切な御指摘で  
ございますが、実は臨時議の意見も、集中調達の方  
式を徹底させるべきであるといふ勧告をいたして  
おります。「大量購買は、小口、分散調達に比し  
て、これに要する事務量、経費、ならびに事務の  
専門化等の点においてすぐれている。」といふふ  
うに言っておりますけれども、しかし、「わが國  
においては、調達組織、政府使用物品の統一化、  
中小企業保護」、まさに指摘されましたところで  
ありますが、それから「地域産業の育成等、なお  
残された問題が多い。従つてこれらの諸点を考  
慮すると、調達は大量購買の有効な物品を省営局単  
位に、またはプロック機関ごとに一括して購入す  
る方法を徹底させてゆくべきである。さらに、物  
品によつては、既存の行政組織を利用して、政府  
全体にわたる一括調達方式とすることも考慮すべ  
きである。」とあります。したがいまして、何か  
調達方式そのものだけを見ますと、事務費が軽減  
されるとか、その他効率的に調達ができるといふ  
面がございますけれども、現在の資本主義制度の  
もとにおいてそういう方式をとるならば産業全般  
はどうなるかという点は、やはり慎重に考慮しな  
ければいかぬというふうに思つております。

○成瀬昭治君 最後に、よく警察官のピストル紛失事件がござりますね。紛失といよりか、むしろ警官がねらわれちゃって、強盗をとらまえる人が強盗に襲われたというようなふうなところがあるわけです。ああいう場合の最終責任者というものは、物品の管理上からいと、警察官にあるのか署長にあるのか、どういうところですか。

○説明員(津吉伊定君) 特にそういう武器の使用につきましては法律にも要件がきめてございまして、警察官の職務執行について要件がいろいろあります。それが厳密に適用になつておる。それから、内部的にも当然、私いま具体的にはわかりませんけれども、その規制をやつておると思いまして、そういう事態が起りましたときに、一応第一次的な責任は使用職員というものの先ほど来御説明申しました弁償責任の問題、それからそぞういう武器取り扱い上、職務執行上の行政上の責任の問題ということで一応かぶつてしまいまして、その使用職員に対する物品管理上の規制はどのようない指示をやつて注意をしておったかという点で、物品管理官とかあるいは供用官が置かれておりますと、物品供用官の責任になるといふことでございます。それからまた、警察の職務執行上の系統として上司におります人は、それの使用の規制について十分な万全の指示をし指揮監督をしたかといふ点で、責任上の問題は評価されようかと思います。

○委員長(西田信一君) ちょっとと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記つけて。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようでございますので、両案につきましては質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

他に御発言もないようでございますので、両案について、両案の質疑は終局いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

For more information about the study, please contact Dr. John P. Wilson at (404) 727-6777 or via e-mail at [jpwilson@veterans.gov](mailto:jpwilson@veterans.gov).

ればならない。  
第八十三条中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第八十四条第一項中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改める。

第八十七条第三号中「第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項」を「役員の氏名、住所及び資格」に改める。

第一百一条第十二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第四項」に改める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第四項中「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)」を加え、「農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会」を「及び中央会」に改める。

4 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による組合、連合会又は中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に関する部分は、昭和四十年度分までの固定資産税について、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



昭和四十年二月二十二日印刷

昭和四十年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局